

様式第 3 （第 1 9 条関係）

（表）

		第 号	
温泉法第 2 8 条の規定による身分証明書			
写真	職名及び氏名		
			年 月 日発行
			都道府県知事 印

（裏）

温泉法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第 2 8 条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 4 1 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 0 万円以下の罰金に処する。

一～六 （略）

七 第 2 8 条第 1 項又は第 3 5 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とする。